

第47期 定時株主総会 招集ご通知

お土産の配布について

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4299/>



目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41
株主総会会場ご案内図	(末尾)

日時

2023年6月16日(金曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)

場所

横浜市中区山下町10番地
ホテルニューグランド
タワー館3階 ペリー来航の間

会場までの詳細案内につきましては、別添の「会場詳細ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月15日(木曜日) 午後5時45分

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件

証券コード 4299
2023年5月25日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
株式会社 ハイマックス
代表取締役社長 中 島 太

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.himacs.jp/ir/meeting/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4299/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイマックス」または「コード」に当社証券コード「4299」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月15日(木曜日)午後5時45分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

■書面(郵送)による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日(金曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)

2. 場 所 横浜市中区山下町10番地
ホテルニューグランド
タワー館3階 ペリー来航の間

(会場までの詳細案内につきましては、別添の「会場詳細ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第47期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件
第5号議案 取締役賞与支給の件

以上

(ご留意いただきたい事項)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人の資格は、当社定款第18条の規定により議決権を有する他の株主様1名に限ります。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。**株主様ではない代理人及びご同伴の方等、株主様以外の方につきましては、株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。**
- ◎ 議決権行使書において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとさせていただきます。
- ◎ インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(お知らせ)

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部となっております。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

(新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について)

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会の開催及び運営に関し、以下の対応をとらせていただきます。何卒ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

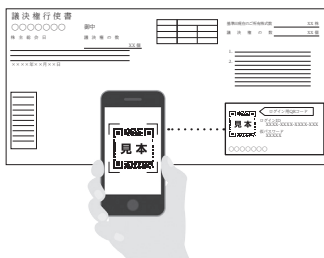
- ◎ 株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会の模様をご覧いただけるよう、後日オンデマンド配信を実施いたしますので、そちらもご利用ください。
- ◎ 本株主総会では、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.himacs.jp/ir/meeting/index.html>) に変更後の情報を掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

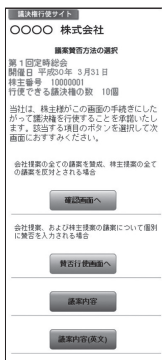
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



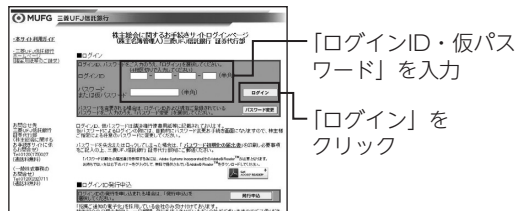
インターネットによる議決権行使でパソコン及びスマートフォンによる操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

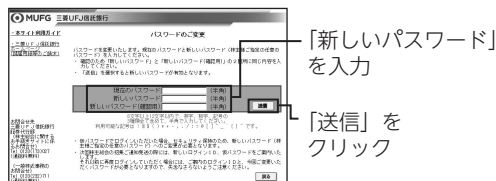
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

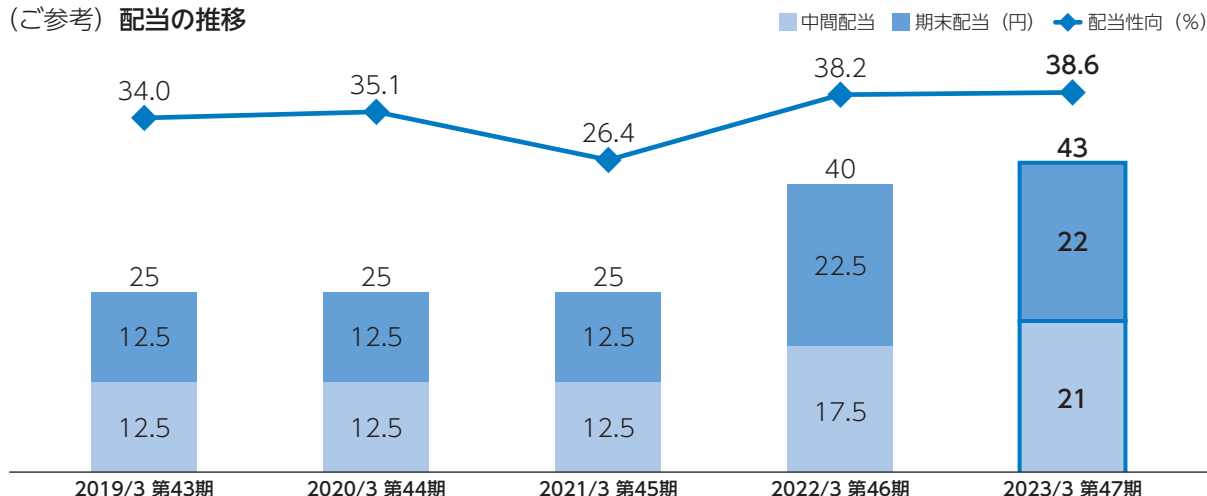
第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分は、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を図るため、内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第47期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円 総額255,941,906円
これにより中間配当金1株につき21円を含めました当期の年間配当金は、1株につき43円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月19日

(ご参考) 配当の推移



※2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。配当金は、株式分割の影響を遡及して調整しております。

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役6名全員の任期が満了いたします。つきましては、コーポレートガバナンス体制強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、取締役会における独立社外取締役の比率は、「コーポレートガバナンス・コード」で求められる3分の1以上となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	現在の当社における地位	取締役会出席回数 (出席率)
1	なかじま つよし 中島 太 [男性]	再任	代表取締役社長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	14回/14回 (100%)
2	とよだ かつとし 豊田 勝利 [男性]	再任	取締役 副社長執行役員	14回/14回 (100%)
3	あおき みのる 青木 稔 [男性]	再任	取締役 専務執行役員	14回/14回 (100%)
4	たかだ けんじ 高田 賢司 [男性]	新任	専務執行役員	—
5	しげき あきのぶ 重木 昭信 [男性]	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員 報酬委員	14回/14回 (100%)
6	いなぎ みゆき 稲木 みゆき [女性]	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員 報酬委員	11回/11回 (100%)
7	くろだ かずみ 黒田 一美 [女性]	新任 社外 独立		—

候補者番号

1

なか じま つよし
中島 太

(1965年9月20日生)

再任

・所有する当社株式の数 44,520株
・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月	当社入社	2011年 4月	事業統括本部 第3事業本部長
2002年 4月	ソリューション事業本部 第5ソリューション事業部長	2013年 4月	執行役員 第3事業本部長
2007年 4月	プロジェクト管理室長	2014年 6月	常務執行役員 第3事業本部、第4事業本部担当
2009年 4月	事業統括本部 プロジェクト支援室長 兼 経営企画本部技術開発本部副本部長	2015年 4月	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業本部担当
		2015年 6月	代表取締役社長 (現任)

■取締役候補者とした理由

中島太氏は、主に金融及び流通分野向けの事業部門やプロジェクト管理部門の責任者を務め、当社事業における豊富な業務経験と見識を有しております。また、2015年より代表取締役社長に就任し経営全般を統括する役割を適切に果たしております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

とよだ かつとし
豊田 勝利

(1963年9月21日生)

再任

- ・所有する当社株式の数 27,520株
- ・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2017年 4月	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門担当 兼 海外事業推進室 長
2004年 4月	第1事業本部第2事業部長	2018年 4月	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門担当
2007年10月	システム基盤事業本部長	2018年10月	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門担当 兼 第2事業本部長
2009年 4月	理事 事業統括本部第1事業本部長	2019年 4月	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門全体 兼 第1事業本部担 当
2012年 6月	執行役員 第1事業本部長		株式会社エスピーエス 代表取締役 社長(現任)
2014年10月	執行役員 第1事業本部、第2事業 本部担当 兼 第1事業本部長	2023年 4月	当社 取締役 兼 副社長執行役員 社長 補佐 兼 事業部門全体 兼 第2事業本 部、第4事業本部担当(現任)
2015年 4月	常務執行役員 第1事業本部、第2 事業本部担当		
2016年 4月	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部 門、海外事業推進室担当		
2016年 6月	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門、海外事業推進室担当		

■取締役候補者とした理由

豊田勝利氏は、金融及び流通分野並びにシステム基盤の事業部門の責任者を務め、当社事業における豊富な業務経験と見識を有しております。また、事業部門全体を担当し、グループ子会社を含めた事業戦略を遂行するなど当社取締役としての役割を適切に果たしております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年3月	当社入社	2016年4月	常務執行役員 営業本部長 兼 新規事業推進室担当
1998年4月	人材開発部長	2018年4月	常務執行役員 営業本部長
2002年6月	執行役員 人事部管掌 兼 経営企画室長	2018年6月	取締役 兼 専務執行役員 営業本部長
2004年10月	執行役員 開発支援本部長	2020年4月	取締役 兼 専務執行役員 営業本部 兼 第2事業本部、第3事業本部担当
2006年4月	執行役員 第1事業本部長	2023年4月	取締役 兼 専務執行役員 営業本部 兼 第1事業本部、第3事業本部担当 (現任)
2008年4月	執行役員 人材開発本部長		
2011年6月	執行役員 経営企画本部長		
2012年4月	執行役員 第4事業本部長		
2015年4月	常務執行役員 第3事業本部、第4事業本部担当 兼 第4事業本部長		

■取締役候補者とした理由

青木稔氏は、事業部門及び人材開発部門並びに経営企画部門の責任者を務め、当事業における豊富な業務経験と見識を有しております。また、営業本部及び事業部門を担当し、顧客基盤の強化及び収益構造の改善など当社取締役としての役割を適切に果たしております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たか だ けん じ
高田 賢司

(1972年11月3日生)

新任

- ・所有する当社株式の数 8,680株
- ・取締役会への出席状況 -

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	株式会社ワイエフシー（現 富士通 Japan株式会社）入社	2017年 5月	株式会社エスビーエス 取締役
1997年 3月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員 プロジェクト革新本部長 兼 中長期経営計画推進室長
2009年 4月	事業構造改革本部付部長	2022年 4月	当社常務執行役員 中長期経営計画推進室長 兼 プロジェクト革新本部長
2012年 4月	第1事業本部第2部長	2023年 4月	当社専務執行役員 ビジネス企画開発事業部 兼 サービス企画開発事業部 兼 プロジェクト革新本部 兼 経営企画本部 兼 管理本部担当(現任)
2015年 4月	第2事業本部第2部長		
2016年 4月	第4事業本部長		
2017年 4月	プロジェクト革新本部長 兼 中長期経営計画推進室長		

■取締役候補者とした理由

高田賢司氏は、事業部門及び経営企画部門の責任者を務め、当事業において豊富な業務経験と見識を有しております。また、事業部門及び支援部門を担当し、中長期にわたる経営戦略の策定に携わってきました。この豊富な実績及び経験を当社の経営に活かせると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しげ き
重木

あき のぶ
昭信

(1951年3月12日生)

再任

社外

独立

・所有する当社株式の数 -
・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	日本電信電話公社入社	2005年6月	同社常務執行役員 第四公共システム事業本部長
1987年1月	同社公共システム事業部担当部長	2007年6月	同社代表取締役副社長執行役員
1988年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）	2009年6月	同社代表取締役副社長執行役員退任
1993年7月	同社公共システム事業本部第四公共システム事業部第三システム統括部長	2012年6月	日本電子計算株式会社 代表取締役社長
2001年6月	同社取締役 公共システム事業本部第四公共システム事業部長	2015年6月	同社代表取締役社長退任
		2019年6月	当社 社外取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

重木昭信氏は、当社と同業界の企業経営における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、特に経営経験者としての専門的知見から助言いただくとともに、社外の客観的な立場から経営計画への提言及び業務執行の監督をしていただくことを期待します。

候補者番号

6

いなぎ
稲木

みゆき

(1959年10月17日生)

再任

社外

独立

- ・所有する当社株式の数 -
- ・取締役会への出席状況 11回/11回(100%)

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）入社	2015年 1月	同社理事 業務統括本部業務本部長
		2015年 4月	同社理事 業務統括本部副統括本部長
2001年 1月	日立ビジネスソリューション株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト）入社	2018年 4月	同社理事 業務統括本部統括本部長
		2019年 4月	同社執行役員 業務統括本部統括本部長 兼 全社運動推進本部長
2008年10月	同社技術本部業務部長	2021年 3月	同社執行役員退任
2011年10月	同社業務本部長	2022年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2014年10月	同社理事 業務本部長		

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

稲木みゆき氏は、当社と同業界の要職を歴任されてきた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、特に働き方改革や女性の活躍促進における専門的知見から助言いただくとともに、社外の客観的な立場から経営計画への提言及び業務執行の監督をしていただくことを期待します。

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	三菱商事株式会社入社	2015年4月	同社総務部長
1989年7月	センチュリリサーチセンタ株式会社 (現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社	2017年4月	同社金融・社内インフラ事業グループ 企画統括部長
2009年4月	同社流通システム第1事業グループ 企画統括部長	2018年4月	CTCシステムマネジメント株式会社 常勤監査役
2014年4月	同社監査第2チーム長	2022年6月	同社常勤監査役退任

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

黒田一美氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社と同業界の要職を歴任されてきた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、特にコンプライアンスやサステナビリティにおける専門的知見から助言いただくとともに、社外の客観的な立場から経営計画への提言及び業務執行の監督をしていただくことを期待します。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重木昭信及び稲木みゆき並びに黒田一美の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 重木昭信氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (2) 稲木みゆき氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 黒田一美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。また、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認され、取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。また、保険料は当社が全額負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役 野村秀雄氏の任期が満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

のむら ひでお
野村 秀雄

(1954年6月18日生)

再任

社外

独立

・所有する当社株式の数 2,720株
・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)
・監査役会への出席状況 15回/15回(100%)

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社東京銀行（現 三菱UFJ銀行）入行	2012年5月	同社常勤監査役
2006年4月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 財務部シニアオフィサー		株式会社イトーヨーカ堂 監査役 株式会社ヨークベニマル 監査役 株式会社ヨークマート 監査役
2007年4月	株式会社セブン・キャッシュワークス 監査役	2014年3月	株式会社セブン&アイ・ネットメディア 監査役
2011年4月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査室 内部統制評価担当シニアオフィサー	2019年6月	当社 社外監査役 (現任)

■社外監査役候補者とした理由

野村秀雄氏は、金融機関に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門知識及び他社での監査役の実績を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 野村秀雄氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者の選任が承認され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。また、保険料は当社が全額負担しております。

<ご参考>取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社は中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に発揮できるよう、事業経験及び専門性・知識を有する取締役及び監査役を選任しております。なお、本総会に上程する第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社の取締役及び監査役の経験と専門性は次のとおりであります。

	氏名	当社における地位	企業・経営	IT・デジタル	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	ガバナンス・法務	人事・労務・人材育成	社会・環境 (ESG)
取締役	中島 太	代表取締役社長	●	●			●		●
	豊田 勝利	取締役 副社長執行役員	●	●	●				
	青木 稔	取締役 専務執行役員		●	●			●	
	高田 賢司	取締役 専務執行役員		●	●	●			●
	重木 昭信	社外取締役	●	●			●		●
	稲木 みゆき	社外取締役		●			●	●	●
	黒田 一美	社外取締役		●			●	●	●
監査役	大河原 通之	常勤監査役		●		●	●		
	奥津 勉	監査役	●			●	●		
	野村 秀雄	社外監査役	●			●	●		
	佐藤 嘉高	社外監査役	●			●	●		

(注) 上記のスキルは、取締役及び監査役のすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「監査役1名選任の件」が承認可決されることを条件として、監査役 大河原通之氏の補欠監査役として岡田喜久男氏、また、社外監査役 佐藤嘉高氏もしくは社外監査役候補者 野村秀雄氏の補欠監査役として前田博文氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

おかだ きくお
岡田 喜久男 (1962年10月6日生)

・ 所有する当社株式の数 6,640株

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社日立製作所入社	2019年6月	当社執行役員	経営管理本部長兼財務部長
2011年6月	同社トータルソリューション事業部 経理部 部長	2020年5月	当社執行役員	経営管理本部長
2019年4月	当社参与 経営管理本部長兼財務部長	2023年4月	当社執行役員	財務担当(現任)
2019年5月	株式会社エスピーエス 取締役			

■補欠監査役候補者とした理由

岡田喜久男氏は、長年にわたり経理・財務部門での豊富な経験・知見を有していること、また、当社の健全かつ適切な財務運営に必要な知識・経験を有していることから、監査役の職務に適切な人材と判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まえだ ひろふみ
前田 博文

(1956年10月14日生)

社外

独立

・所有する当社株式の数 -

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社日立製作所入社	2016年 6月	東北電機製造株式会社 取締役経理部長
2003年 6月	株式会社日立コミュニケーションテクノロジー キャリアネットワーク事業部経理部長	2019年10月	株式会社日立アイイーシステム 経理部長
2009年 4月	Hitachi Communication Technologies America, Inc. C.F.O	2021年 5月	株式会社日立サンロッカーズ 監査役
2012年 4月	株式会社日立国際ビジネス 取締役	2022年 5月	株式会社日立柏レイソル 監査役(現任)

■補欠社外監査役候補者とした理由

前田博文氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識を有し、特に財務及び会計に関する知見を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田喜久男氏は、補欠の監査役候補者であります。
なお、同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
3. 前田博文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。また、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、今後当該保険契約を更新する予定であります。また、保険料は当社が全額負担しております。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名のうち社外取締役を除く4名に対し、報酬委員会の決定に基づき、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額29,685千円を支給いたしたいと存じます。

なお、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は「4.(5)④口. c. 賞与の決定の方針」に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、取締役会は相当であると判断しております。

以上

事業報告 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナへの移行が進みインバウンド需要やサービス消費が回復する一方、食料・エネルギーの価格高騰で消費者マインドが低下するなどにより、景気を持ち直しの動きは緩やかなものとなりました。なお、インフレの沈静化に向けた欧米の金融引き締めが続く中、海外景気の下振れによる国内景気に与える影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況となりました。

情報サービス産業における受注ソフトウェアの売上高につきましては、ユーザー企業がITインフラをクラウド環境へ移行するなど、既存システムの更新・刷新需要が下支え、また、働き方改革や生産性向上に向けたデジタル化への需要が牽引し堅調に拡大いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは2017年3月期を初年度とし2023年3月期を最終年度とした「中長期経営計画 C⁴2022」を策定し、各施策に取り組んでまいりました。特に、デジタルトランスフォーメーション(DX)^{*}の受注案件につきましては、近年、お客様の業種に広がりが出てまいりました。また、プロジェクトリーダー(PL)育成のほか、全社員を対象にしたスキル向上教育を展開するなど人的資本への投資を継続しました。なお、当該計画の7年間における年平均成長率は、売上高で6.7%、営業利益で11.6%となりました。

当該計画の最終年度である、2023年3月の連結会計年度の売上高は17,331百万円(前期比3.9%増)となりました。利益面では、外注単価の上昇など利益の圧迫要因がありましたが、生産性及び品質の向上などにより、営業利益は1,833百万円(同6.8%増)、経常利益は1,844百万円(同7.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,294百万円(同6.7%増)となりました。

(※) デジタルトランスフォーメーション(DX)：企業がIoT、AI、ビッグデータ等の先端デジタル技術を活用して、新たな製品・サービス、ビジネスモデルを創出すること。

売上高 17,331 百万円(前期比 3.9% ↑)

営業利益 1,833 百万円(前期比6.8% ↑)

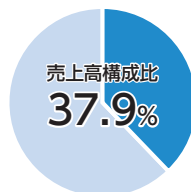
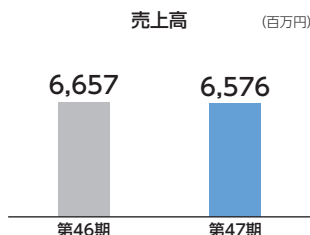
経常利益 1,844 百万円(前期比7.2% ↑)

親会社株主に帰属する
当期純利益 1,294 百万円(前期比6.7% ↑)

当連結会計年度のサービス分野別売上高は、次のとおりであります。

システム・ソリューションサービス

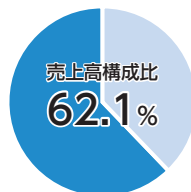
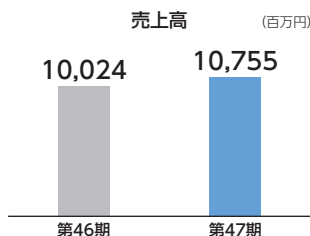
売上高 **6,576** 百万円



システムの企画／設計・開発フェーズで提供するシステム・ソリューションサービスは、銀行及び公共の案件が拡大いたしました。クレジット案件の次期受注案件の立ち上がりの遅れが発生した影響などにより、6,576百万円（前期比1.2%減）となりました。

システム・メンテナンスサービス

売上高 **10,755** 百万円



システムの稼働後に提供するシステム・メンテナンスサービスは、公共及び流通並びにDX関連の案件を中心に、継続受注に注力したことなどにより、10,755百万円（前期比7.3%増）となりました。

サービス分野別	第46期 (2022年3月期)		第47期 (当連結会計年度) (2023年3月期)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
システム・ソリューションサービス	6,657	39.9	6,576	37.9	△1.2
システム・メンテナンスサービス	10,024	60.1	10,755	62.1	7.3
合計	16,681	100.0	17,331	100.0	3.9

当連結会計年度の業種別売上高は、次のとおりであります。

業 種 別		第 46 期 (2022年3月期)		第 47 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)		増 減 率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
金 融		百万円	%	百万円	%	%
	銀 行	2,359	14.1	2,731	15.8	15.8
	証 券	474	2.8	679	3.9	43.3
	保 険	5,768	34.6	5,680	32.8	△1.5
	ク レ ジ ッ ト	2,933	17.6	2,614	15.1	△10.9
	小 計	11,534	69.1	11,705	67.5	1.5
非 金 融	公 共	818	4.9	1,304	7.5	59.4
	流 通	1,102	6.6	1,274	7.4	15.6
	そ の 他	3,226	19.4	3,049	17.6	△5.5
	小 計	5,146	30.9	5,626	32.5	9.3
合 計		16,681	100.0	17,331	100.0	3.9

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画を策定し、次の経営戦略に取り組んでおります。

- ・ 主力の受託開発事業(コアビジネス)の拡大
- ・ デジタル技術を核とした、DX案件の積極的受注
- ・ 人的資本への投資を継続実施
- ・ 開発人員の増強
- ・ 更なる事業拡大に寄与する業務・資本提携やM&Aの遂行

また、その先を見据えて、次の施策に注力してまいります。

① 主力の受託開発事業(コアビジネス)の拡大

受託開発事業において、20年以上継続取引している顧客グループ向け売上高は概ね7割を占めており、当社グループの収益源であります。既存システムの更新・刷新需要の継続受注に加え、これまで取引実績の無い隣接する領域に対しても、蓄積した業務知識及び技術力により、積極的な提案活動を行い、ビジネス領域の拡大を図ります。

加えて、プロジェクト運営の社内標準化を更に浸透させ、生産性及び品質の向上に伴う収益性の向上に繋げてまいります。

② デジタル技術を核とした、DX案件の積極的受注

ユーザー企業がITを活用して業務プロセスやビジネスモデルの改革に取り組むデジタル化の重要性が高まっております。

当社グループは、デジタル技術を核とした、技術力を恒常的に顧客へ提供し、DX案件を積極的に受注してまいります。

その為に、特にアジャイル、スクラムマスター、クラウド技術等のデジタル技術者の育成に注力いたします。

③ 人的資本への投資を継続実施

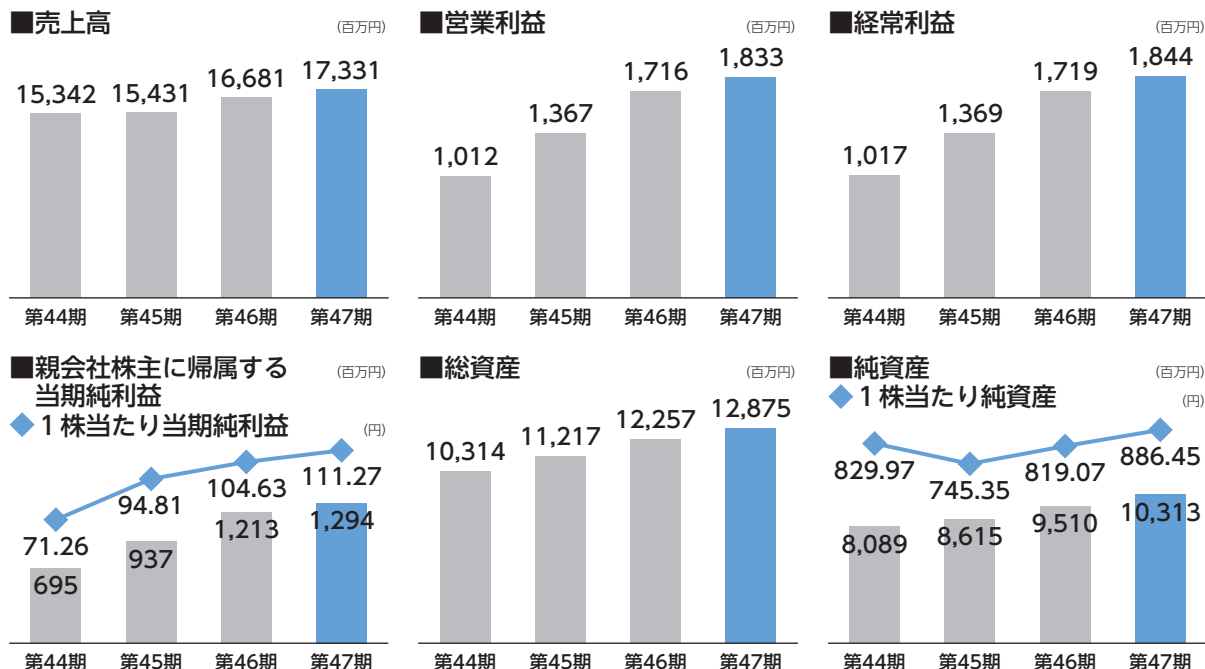
当社グループの最大の資本は「人」です。当社は設立10年後、売上高が10億円にも満たない時期から、人材育成を担う専門部署を設置し、人材投資を継続して行ってまいりました。特に、近年、積極的に新卒採用者を増員したことに伴い、キャリア育成カリキュラムを刷新し、人材の早期育成に注力いたします。また、全社員を対象にしたeラーニングの必須講座により、全社員のスキル向上を図ります。

また、プロジェクトの進捗及び品質の状況を含む管理責任者であるプロジェクトリーダー(PL)を育成し、増員してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2020年 3 月期)	第 45 期 (2021年 3 月期)	第 46 期 (2022年 3 月期)	第 47 期 (当連結会計年度 (2023年 3 月期))
売 上 高 (百万円)	15,342	15,431	16,681	17,331
営 業 利 益 (百万円)	1,012	1,367	1,716	1,833
経 常 利 益 (百万円)	1,017	1,369	1,719	1,844
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	695	937	1,213	1,294
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	71.26	94.81	104.63	111.27
総 資 産 (百万円)	10,314	11,217	12,257	12,875
純 資 産 (百万円)	8,089	8,615	9,510	10,313
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	829.97	745.35	819.07	886.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第44期(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスピーエス	15百万円	100.0%	コンピュータ・ソフトウェア開発

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、コンピュータ・ソフトウェアのシステム化計画の企画から、設計・開発、稼働後のメンテナンスまでのシステム・ライフサイクルの各領域にわたり高付加価値ソリューションを提供する事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	横浜市西区
株式会社エスピーエス	本 社	横浜市中区

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
バリュー・ソリューションサービス	825名	△3名
管 理 部 門	66名	+4名
合 計	891名	+1名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
803名	+2名	38.2歳	13.0年

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,412,992株 (自己株式779,269株を含む)
- (3) 株主数 7,584名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ハイマックス社員持株会	974,094株	8.4%
前 田 眞 也	856,459	7.4
光 通 信 株 式 会 社	855,080	7.4
株 式 会 社 前 田 計 画 研 究 所	749,990	6.5
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所	570,240	4.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	488,440	4.2
山 本 昌 平	480,312	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	438,600	3.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	422,880	3.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	336,960	2.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を779,269株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に交付した株式報酬の状況

	株 式 数	交 付 対 象 人 員
取締役（社外取締役を除く）	13,400株	4名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。
2. 取締役を兼務しない執行役員7名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式12,400株（本自己株式処分との合計25,800株）を交付しております。取締役を兼務しない執行役員に対する処分総額は15,314,000円（本自己株式処分との合計31,863,000円）となります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島 太	指名委員(委員長)、報酬委員(委員長)
取締役	鍋嶋 義朗	副社長執行役員 社長補佐 兼 ビジネス企画開発事業本部、プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、経営管理本部担当
取締役	豊田 勝利	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門全体兼 第1事業本部担当 株式会社エスピーエス 代表取締役社長
取締役	青木 稔	専務執行役員 営業本部 兼 第2事業本部、第3事業本部担当
取締役	重木 昭信	指名委員、報酬委員
取締役	稲木 みゆき	指名委員、報酬委員
常勤監査役	大河原 通之	指名委員、報酬委員 株式会社エスピーエス 監査役
監査役	奥津 勉	公認会計士・税理士 奥津勉事務所 所長 株式会社ホテル、ニューグランド 社外取締役 監査等委員
監査役	野村 秀雄	指名委員、報酬委員
監査役	佐藤 嘉高	指名委員、報酬委員

- (注) 1. 取締役 重木昭信及び稲木みゆきの両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 野村秀雄及び佐藤嘉高の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 奥津勉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 野村秀雄氏は、金融機関での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 佐藤嘉高氏は、経理担当取締役の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役 重木昭信及び稲木みゆき、監査役 野村秀雄及び佐藤嘉高の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 2023年4月1日付で、取締役の担当等について以下のとおり変更しております。

(会社における地位)	(氏名)	(担当等)
取締役	鍋嶋 義朗	副社長執行役員 社長補佐
取締役	豊田 勝利	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門全体 兼 第2事業本部、第4事業本部担当 株式会社エスピーエス 代表取締役社長
取締役	青木 稔	専務執行役員 営業本部 兼 第1事業本部、第3事業本部担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
角 宏 幸	2022年6月17日	任期満了	取締役 指名委員、報酬委員 取締役
西 本 進	2022年6月17日	任期満了	株式会社野村総合研究所 常務執行役員 品質監理本部長 上海中和軟件有限公司 董事(非常勤)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の2名及び各監査役の4名は、会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び当社管理職従業員並びに退任役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の支払限度額の範囲内で、当該保険契約により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。また、保険料は当社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給 人員	基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	95,880千円 (10,080)	29,685千円 (-)	16,029千円 (-)	141,594千円 (10,080)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	28,080 (9,120)	- (-)	- (-)	28,080 (9,120)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	123,960 (19,200)	29,685 (-)	16,029 (-)	169,674 (19,200)

- (注) 1. 上記には、2022年6月17日開催の第46期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 当事業年度中の取締役の員数は8名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。

<上記報酬等に関する事項>

① 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に賞与を支給いたします。なお、業績指標の内容及びその選定の理由並びに当該業績連動報酬等の額または数の算定方法につきましては、後記の「4. (5)④ロ. c. 賞与の決定の方針」に記載のとおりであります。

また、業績指標に関する実績につきましては、前記の「1. (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

② 非金銭報酬等に関する事項

当社は、非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に譲渡制限付株式報酬を支給いたします。なお、数や当該株式を割当てた際の条件の概要等につきましては、後記の「4. (5)④ロ. d. 株式報酬の決定の方針」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月21日開催の第24期定時株主総会において、月額13百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。また、月額報酬の報酬枠とは別枠で2020年6月19日開催の第44期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度として年36,000株（ただし株式分割及び株式無償割当てに応じて調整した後の株数）及び年額25百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

当社の監査役の報酬等の額は、2001年6月20日開催の第25期定時株主総会において月額3百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。その内容は以下のとおりです。当該方針は、任意の報酬委員会の諮問を経て、取締役会で決議しております。

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、個人別の報酬等に関して、企業価値の持続的な向上への動機付けを行い、株主その他のステークホルダーと利益・価値を共有し、かつ、必要かつ優秀な人材の確保・維持をすべく、適切な報酬体系及び報酬水準とし、各個人の役割、経営環境、会社の業績、同規模または同業界の報酬等の動向・水準等を踏まえて決定する。

当社は、個人別の報酬等の決定にあたり、委員の半数以上を独立社外役員とする任意の報酬委員会の諮問を経て、取締役会で決定する。

当社は、この報酬体系及び報酬水準を、経営環境、会社の業績、同規模または同業界の報酬等の水準を踏まえ、必要に応じて継続的に見直していく。

ロ. 当該方針の内容の概要

a. 報酬等の体系

当社の報酬等の体系は、以下のとおりとする。

取締役（社外取締役を除く。以下、賞与及び株式報酬において同じ。）の報酬等は、月次定額の生活保障給である「基本報酬」、年次インセンティブ報酬として事業年度ごとの会社の業績、経営環境、各取締役個人の役割・実績などを踏まえて決定する「賞与」、中長期インセンティブ報酬である「株式報酬」で構成されるものとし、各取締役個人の報酬等の総額に占める割合は、おおむね「基本報酬」：「賞与」：「株式報酬」＝64%：23%：13%を目途とする。

なお、当該割合は、当社が定める取締役賞与の標準評価金額を支給した場合のモデルであり、実際は、当社の業績及び株価の変動等に応じて当該割合も変動する。

社外取締役の報酬等は、その役割に鑑み、「基本報酬」のみで構成される。

b. 基本報酬の決定の方針

取締役会は、株主総会決議の定める金銭報酬等の額の範囲内で、取締役個人別の役職・職責に応じ、経営環境、会社の業績のほか、外部調査機関による同規模または同業界の報酬等の動向・水準等の調査結果を踏まえて、報酬委員会の諮問を経て、原則として定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において、取締役個人別の基本報酬の額を決定する。

当社は、各取締役に対し、基本報酬を毎月所定の日に指定金融機関の口座に振り込む方法にて支払う。

c. 賞与の決定の方針

取締役会は、各取締役の個人別の賞与の額の決定にあたり、財務的評価項目として主要な業績評価指標である連結売上高及び連結営業利益、並びに担当部門のセグメント別の同種指標を、非財務的評価項目として財務的数値で測ることが困難な戦略的取り組みへの貢献度等を、それぞれ設定し、取締役の役職・職責に応じ標準評価金額を定め、それを財務的評価項目80%、非財務的評価項目20%の割合でそれぞれ配分し、財務的評価項目については、評価項目ごとの達成度に応じ、37.5%ないし125%の割合を配分された標準評価金額に乗じた額とし、非財務的評価項目については、0ないし125%の割合を配分された標準評価金額に乗じた額とし、これらの額の合計額をもって、各取締役（社外取締役を除く。）の個人別の賞与の額と決定する。

取締役会は、株主総会決議（原則として定時株主総会において事業年度ごとに決議する）の定める金銭報酬等（賞与として決議した報酬等に限る。）の額の範囲内で、報酬委員会の諮問を経て、原則として定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において、取締役個人別の賞与の額を決定する。

当社は、各取締役に対し、賞与を株主総会の翌営業日に指定口座に振り込む方法にて支給する。

d. 株式報酬の決定の方針

(1) 株式報酬の数及び額の決定方針

株式報酬の数及びその額（株式報酬の払込にあてる金銭報酬債権の額）は、株主総会決議に従い、年36,000株以内（ただし株式分割及び株式無償割当てに応じて調整した後の株数）及び年25百万円以内とし、経営環境、会社の業績、同規模または同業界の報酬等の動向・水準等を踏まえて各取締役の役職及び職責に応じて決定されるものとする。

(2) 株式報酬の内容の決定方針

株式報酬は、当社普通株式に、当社と取締役との間で締結される以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により、一定の制約を付されたものとする。

- ① 当該取締役は、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役その他これらに準ずる地位を失う時まで（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当社は、当該取締役が職務執行開始日からその後最初に開催される定時株主総会終結時点の直前時までの間（以下「役務提供期間」という。）、継続して、①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間満了時をもって譲渡制限を解除する。ただし、①に定める地位の喪失が正当な理由によるものでない場合、この限りでない。

- ③ ②にかかわらず、当該取締役が、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間満了前に①に定める地位をいずれも喪失した場合、当社は、地位保有月数を12で除した数を本割当株式の総数に乗じた数（小数点以下切捨て）の本割当株式に限り、譲渡制限を解除する。
- ④ 当社は、譲渡制限期間満了前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑤ 譲渡制限期間満了時または④の取締役会の決議時において、本割当株式の全部または一部につき譲渡制限が解除されなかった場合（①に定める地位の喪失が正当な理由によるものではない場合を含む。）、当社は、譲渡制限が解除されていない当該取締役の本割当株式全部を当然に無償で取得する。

(3) 株式報酬の割当条件の決定方針

株式報酬の個人別の割当数は、経営環境、会社の業績、同規模または同業界の報酬等の動向・水準等を踏まえ各取締役の役職及び職責に応じて、報酬委員会の諮問を経て、原則として定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において、決定されるものとする。

八. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
 - ② 当事業年度における主な活動状況
- イ. 社外取締役

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 重木 昭信	当事業年度において、開催された取締役会14回のすべてに出席しております。経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、特にコンプライアンスや経営計画の管理面の観点などから、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うとともに、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、上記のほか、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名委員会(4回)、報酬委員会(4回)のすべてに出席し、取締役の体制及び選任並びに報酬の適正な配分等の審議につき適宜意見を述べております。
取締役 稲木 みゆき	当事業年度において、就任後開催された取締役会11回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、特に働き方改革や女性の活躍促進での高い見識と実績に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うとともに、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、上記のほか、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、当事業年度において就任後開催の指名委員会(3回)、報酬委員会(3回)のすべてに出席し、取締役の体制及び選任並びに報酬の適正な配分等の審議につき適宜意見を述べております。

ロ. 社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 野村 秀雄	当事業年度において、開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席しております。主に金融・企業財務及び内部統制の観点で経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜意見を述べております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名委員会(4回)、報酬委員会(4回)のすべてに出席し、取締役の体制及び選任並びに報酬の適正な配分等の審議につき適宜意見を述べております。
監査役 佐藤 嘉高	当事業年度において、開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席しております。主に財務及び会計の観点で経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜意見を述べております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名委員会(4回)、報酬委員会(4回)のすべてに出席し、取締役の体制及び選任並びに報酬の適正な配分等の審議につき適宜意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 <2023年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,993	流動負債	2,221
現金及び預金	8,474	買掛金	708
売掛金	2,323	未払法人税等	292
契約資産	82	契約負債	22
仕掛品	30	賞与引当金	647
貯蔵品	3	役員賞与引当金	30
その他	81	その他	522
固定資産	1,882	固定負債	342
有形固定資産	105	退職給付に係る負債	332
建物	196	その他	9
減価償却累計額	△119		
建物（純額）	78	負債合計	2,563
工具、器具及び備品	87	(純資産の部)	
減価償却累計額	△60	株主資本	10,330
工具、器具及び備品（純額）	27	資本金	689
無形固定資産	21	資本剰余金	725
投資その他の資産	1,757	利益剰余金	9,215
繰延税金資産	408	自己株式	△299
保険積立金	569	その他の包括利益累計額	△17
長期預金	600	その他有価証券評価差額金	4
その他	182	退職給付に係る調整累計額	△21
貸倒引当金	△2	純資産合計	10,313
資産合計	12,875	負債・純資産合計	12,875

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,331
売上原価		13,860
売上総利益		3,471
販売費及び一般管理費		1,638
営業利益		1,833
営業外収益		
雑収入	12	12
営業外費用		
雑損失	1	1
経常利益		1,844
税金等調整前当期純利益		1,844
法人税、住民税及び事業税	521	
法人税等調整額	29	550
当期純利益		1,294
親会社株主に帰属する当期純利益		1,294

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 <2023年3月31日現在>

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	10,170	流動負債	2,128
現金及び預金	7,726	買掛金	713
売掛金	2,247	未払金	95
契約資産	82	未払費用	171
仕掛品	30	未払法人税等	277
貯蔵品	3	契約負債	22
前払費用	67	預り金	28
その他	15	賞与引当金	598
固定資産	1,867	役員賞与引当金	30
有形固定資産	104	その他	193
建物	193	固定負債	311
減価償却累計額	△115	退職給付引当金	302
建物(純額)	77	長期未払金	9
工具、器具及び備品	83	負債合計	2,439
減価償却累計額	△57	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	26	株主資本	9,595
無形固定資産	21	資本金	689
ソフトウェア	20	資本剰余金	725
その他	0	資本準備金	666
投資その他の資産	1,743	その他資本剰余金	59
投資有価証券	14	利益剰余金	8,480
関係会社株式	20	利益準備金	66
繰延税金資産	376	その他利益剰余金	8,414
保険積立金	569	別途積立金	4,678
長期預金	600	繰越利益剰余金	3,736
その他	166	自己株式	△299
貸倒引当金	△2	評価・換算差額等	4
資産合計	12,038	その他有価証券評価差額金	4
		純資産合計	9,599
		負債・純資産合計	12,038

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 <2022年4月1日から2023年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,726
売上原価		13,416
売上総利益		3,310
販売費及び一般管理費		1,559
営業利益		1,751
営業外収益		
雑収入	12	12
営業外費用		
雑損失	1	1
経常利益		1,762
税引前当期純利益		1,762
法人税、住民税及び事業税	494	
法人税等調整額	27	522
当期純利益		1,240

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ハイマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイマックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ハイマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂 木 浩 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイマックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

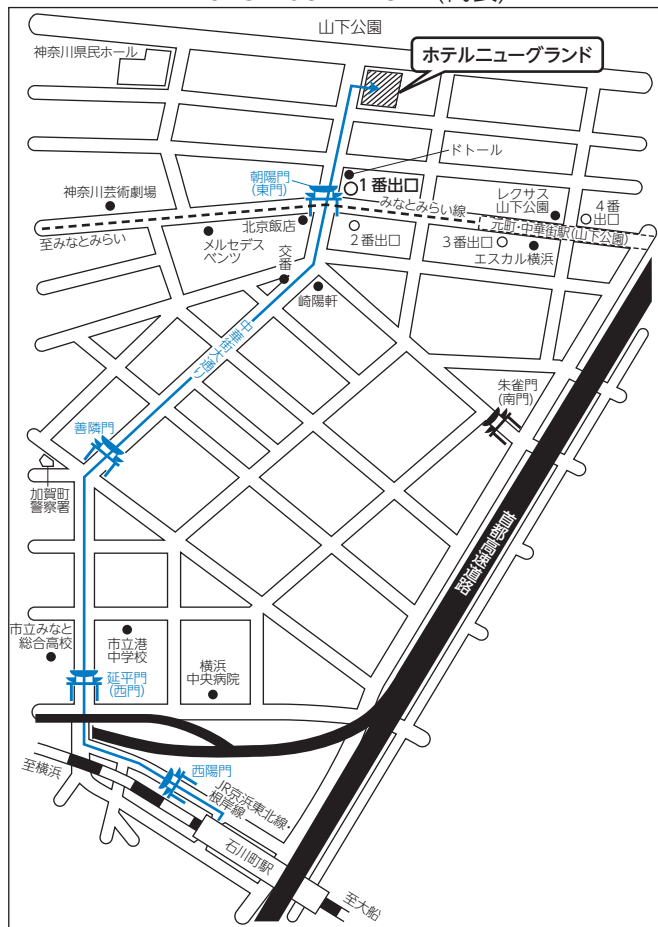
2023年5月10日

株式会社ハイマックス	監査役会
常勤監査役 大河原 通之	Ⓜ
監査役 奥津 勉	Ⓜ
監査役（社外監査役）野村 秀雄	Ⓜ
監査役（社外監査役）佐藤 嘉高	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区山下町10番地
ホテルニューグランド
タワー館3階 ペリー来航の間
045-681-1841(代表)



- 交 通 横浜高速鉄道みなとみらい線：元町・中華街駅下車
〈1番山下公園口〉より徒歩1分
J R 京浜東北線・根岸線：石川町駅下車
〈中華街口（北口）〉より徒歩13分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

